

令和 4 年度第 2 回府中市医療的ケア児支援推進連携会議 会議録

1 日 時 令和 5 年 2 月 7 日（火）18 時～19 時 30 分

2 場 所 府中市役所北庁舎 3 階第 4 会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員 17 名

富田 直、日野 佳昭、梶原 厚子、高橋 美佳、妻鹿 真一郎、二上 千帆子、
麻生 千恵美、古寺 久仁子、沖谷 共子、赤瀬 礼子、矢吹 友子、伊藤 園巳、
田中 彰子、大倉 美奈子、大内 貴文、阿部 由起子、山崎 智央
原綾子委員は欠席（丸岡氏代理出席）

(2) オブザーバー 1 名

稲葉 康太

(3) 職員 5 名

向山 昇剛（障害者福祉課長）、古田 裕樹（障害者福祉課長補佐）、宮崎 恵子
（障害者福祉課主査）、高井 美帆（障害者福祉課保健師）、大友 拳太郎（障害者
福祉課保健師）

4 内 容

(1) 開会

【事務局】

定刻となったので、令和 4 年度第 2 回府中市医療的ケア児支援推進連携会議を開会
する。本日は、対面形式またはオンライン形式による参加となっており、まだ全員そろ
っていないが、会場参加の委員が 14 名、オンライン参加の委員が 3 名、オブザーバー
が 1 名、代理出席が 1 名となる。

当会議の会議録については、要点をまとめる形で作成し公開するため、委員の皆様の
発言を録音させていただくことにご了承いただきたい。

続いて配布資料の確認。

(2) 課長補佐挨拶

皆様におかれましては、日中の業務に引き続き大変お疲れのところ、当推進連携会議
にご参加を賜り感謝申し上げます。本日は、本市の医療的ケア児に対する現状の把握や
相談体制を強化していくため、次年度 2 名の医療的ケア児コーディネーターを配置する
こと等について話を進めさせていただくので、皆様には活発なご意見をいただきたいと
思う。

(3) 委員自己紹介

【委員】

医師会で小児保健部の責任者を務めている。

【委員】

訪問看護ステーション事業、座位保持等の補装具作成、他の市区町村からの依頼で保育園や学校などにも訪問している事業所である。在宅レスパイトでも大変お世話になっている。

【委員】

地域生活支援センターからの出席で、今回この会議に来たのは初めてとなる。

【委員】

事業所からの出席で、今回初めてとなる。当事業所は2名体制で行っており、今携わっている医療的ケア児のお子さんは全部で10名、重心のお子さんが5名である。いろいろと意見交換ができたらと思っている。

【委員】

子ども発達支援センターあゆの子で就学前のお子さんの部門を担当している。元々多摩療育園との分担で、歩けるお子さんの受入れということで、主に発達に課題のあるお子さんの相談から療育指導等を行っている。

【委員】

児童デイサービス事業所で、重心の児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能で行っている。

【委員】

府中療育センターでは療養介護、医療型障害児入所施設の入所の方と、短期入所と医療型児童発達支援、保育所等訪問支援と外来診療、生活介護、成人の通所を行っている。

【委員代理】

多摩府中保健所から代理で出席している。母子の相談などもあるが、西部訪問介護事業部の担当もしている。

【委員】

府中市肢体不自由者父母の会から出席している。成人した子どもに医療的ケアがある。

【委員】

子育て世代包括支援センターみらいは、昨年の7月から新しく開所している。母子保健係では、妊娠の届け出、母子手帳の交付から妊娠・出産、乳幼児健診、予防接種、育児

に関わる発育発達の相談の対応をしている。

【委員】

健康推進課は、今、新型コロナの対応がメインになっているが、人工呼吸器の個別支援計画などにも携わっていて、お子さんと接する機会がある部署である。

【委員】

保育支援課認定給付係で、保育所の入所事務等を担当している。

【オブザーバー】

保育支援課管理係から本日オブザーバーとして参加させていただいている。

【委員】

保育支援課で保育所長をしている。今年度4月から、公立保育所12か所の看護師が集まる保健会議を開催しており、その担当所長でもある。

【委員】

教育センターでは、就学児の医療的ケア児の調整について、従来は学校を中心に対応していただいていたが、現在は、教育センターの方で学校と調整し支援している。まだ手探り状態であるが、いろいろと情報共有や相談をさせていただければと思う。

【委員】

府中けやきの森学園は、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の二つの部門があり、肢体不自由教育部門の通学籍を持っているお子さんが、医療的ケアを申請できる仕組みになっている。申請率は現在31%前後となっている。近年では医療的ケアとして初期食のシリンジ注入について試行し始めている。次年度の新生、新1年生の相談も進んできており、府中市からも多数入学してくるので、保護者や周辺の施設の先生と連携しながら、学校生活を円滑にスタートできるようにしたいと思っている。

【委員】

東京都立府中けやきの森学園肢体不自由部門小学部の保護者である。

(4)事務局自己紹介

事務局より自己紹介を行う。

(5)議事

令和4年度第1回府中市医療的ケア児支援推進連携会議 会議録(案)について一部校正のうえ、校正後の公開について承認された。

府中市の医療的ケア児の現状等について

【事務局】

「資料5」の上段をご覧ください。本市では令和3年度に医療的ケア児の実態把握調査、令和4年度に医療的ケア児に関するニーズ調査を実施し、医療的ケア児の現状や課題の把握に努めてきた。障害者福祉課では、在宅レスパイト事業、相談業務、在宅人工呼吸器使用者個別支援計画等から医療的ケア児の把握に努めている。令和5年2月現在、新たに把握した医療的ケア児を含めると、市内の医療的ケア児の人数は57名となっている。棒グラフがその内訳である。

下段は、医療的ケア児が有する障害及び利用中の福祉サービスの内訳を表している。各横棒グラフの下に示しているパーセントは、市内の医療的ケア児の割合を示している。裏面上段は、医療的ケア児が利用できる市内資源についての資料で、各施設児童発達支援施設が1か所、医療型児童発達支援が1か所、放課後等デイサービスが3か所、短期入所が1か所となっている。また、市内の東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修終了者が、特定障害児支援事業所に6名、児童発達支援事業所に1名、障害者福祉課にも現在2名在籍している。

また、本市では重症心身障害児者及び医療的ケア児在宅レスパイト等事業を実施している。今までは、家族の一時休息やリフレッシュを図る目的での利用に限定されていたが、令和4年度より医療的ケア児の家族の就労等支援事業と一本化され、就労及び就職活動でも利用できるようになった。上段中部及び下段に、本事業の登録状況や事業案内を掲載している。

続いて、参考資料として配布しているアンケート集計結果だが、前回の令和4年度第1回の会議で配布した資料となっている。令和3年11月から令和4年1月にかけて実施した医療的ケア児実態把握調査にご回答いただいた45名のうち、43名の方に本アンケートに回答していただいた。医療的ケア児とその家族の現状やライフステージごとに、その時に感じた悩み等を選択・記述両方で聞き取りをしている。記述回答については、前頁で要約して掲載し、19頁以降に全文を掲載している。このアンケートで、本市を始めとして医療機関や市内事業者等それぞれの課題が浮き彫りになったと思っているので、今後こういった課題について取り組んでいければと考えている。

【委員】

東京都立小児総合医療センターから出席している。9月から東京都立医療センター内に医療的ケア児医療センター多摩が設置され、センター長を務めている。アンケートを拝見した中で、なかなか相談ができる場所がない、情報が分からず困っているという意見があったが、当センターが少しでも力になれるのではないかと考えている。府中市にも医療的ケア児支援コーディネーター養成研修修了者がいるとの話なので、連携を取ることで、きめ細やかな情報や皆さんに役立つニーズの提供・連携をできればと思っている。支援センターは医療的ケア児と家族のためだけでなく、その支援者のためのものでもあるので、支援者も困りごとがあったらご連絡いただければと思う。

【委員】

子育て世代包括支援センターみらいの相談員をしている。訪問や面接などでいろいろな家庭に関わらせていただいているが、養育困難の家庭の中に、特に母親であるが、家族の背景などを聞くと、家族に医療的ケア児がいたり、そのために幼少期に孤独だったり居場所がなかったりという方がいらっしゃる。今、医療的ケア児については、保育所の受け入れやいろいろな相談窓口もできているので、少しずつ進んできていると思うが、それを取り巻く家族などへの支援も、もう少し広がっていくといいと日々活動しながら感じている。今後も連携を取りながら一緒に考えさせていただければと思っている。

府中市の現状・取組み等について

【事務局】

まず、保育所の入所等について現状をお話しただければと思う。

【委員】

令和5年度の市立保育所における医療的ケア児の保育所受け入れ状況について報告させていただく。今回は2名の枠で募集を行ったが、実施申込みの前に事前相談期間を設けた。その結果、入所対象とした医療的ケアが必要な児童の保護者合計4名から相談を受けた。その後、10月の中旬から下旬頃を実施申込期間とし、実施申込み受付をしたところ、事前相談のあった4名のうち2名から申込みがあった。入所を希望した保育所において、親子面接と行動観察を実施し、その結果を元に庁内の会議に諮り、2名とも保育所での医療的ケアが実施可能という判定となったので、11月の下旬に、今度は医療的ケアの実施申し込みではなく、保育所の入所の申し込みを改めていただき、2名の募集枠に2名の申し込みで、利用調整を経ることなく入所内定となっている。このように、令和5年度から医療的ケア児を受け入れるという運びになり、医療的ケア児を抱える保護者のニーズに応えられる環境がようやく少し整えられたところだが、一方で、今年度作成したガイドラインでは、医療的ケアの内容を保育現場の体制など安全面を考慮して、保育所で実施できるものに限定しており、この点についてはご意見もいただいているところである。今後、医療的ケア児を分け隔てなく安全に受け入れられる体制を構築していくことが必要であると認識している。また併せて、私立の保育園への拡大についても検討していく必要があると考えている。こうした拡充や継続のためには、看護師の確保が課題となると考えており、今後、訪問看護事業所等にもご協力いただけないか検討している。

【事務局】

続いて、小中学校での対応について、現状をお話しただければと思う。

【委員】

現在、医療的ケア児の受け入れをしている学校がすでにあるが、従来、それぞれの学校

で保護者とやり取りし対応を図っていたので、教育委員会として統一的な対応や看護師の選定・確保の調整をするためにガイドラインの案を作成しており、来年度からの実施に向けて取り組んでいるところである。現在の課題としては、ガイドラインを各学校へ周知し調整を図る必要があることと、すでに医療的ケア児を受け入れている学校があるが、看護師の退職予定に伴い、看護師の手配で非常に苦慮している。児童の状況や、保護者や学校からフルタイムの看護師の希望があることから、いくつかの訪問看護ステーションにお伺いしたところ、ある程度のスポットであれば対応できるが、特定の人をフルタイムで配置するのはなかなか難しいということであり、課題があることを認識した。来年度の予算について、財務部門と相談し、増額して看護師の確保を図りやすいように努力をしているが、看護師の確保にはまだ至っておらず、引き続き保護者や学校と相談している。この場で言うのも恐縮であるが、もし看護師の確保にあたり、情報があれば教えていただきたい。

【事務局】

今、保育と学校における医療的ケア児の現状について、いろいろと取り組んでいる話を伺ったが、看護師の確保について課題があるという話があったので、それについて情報提供やご意見等があればお願いしたい。

【委員】

看護師の確保に協力できず申し訳ないと思う。保育園のことで質問であるが、入所の対象年齢などがホームページで公表されていて、それを見た保護者から相談されることがある。この4月で1歳児になる医療的ケア児のお子さんと、母親も一年後に就労に戻る予定であり、保育園の入所申込みを希望しているが、入所対象要件から、諦めなくては行けないかと話していた。みらいや行政のいろいろなところに話をしているが、直接保育園に希望を伝えなくても、それがどのように行政間に伝わり、連携されるのかをお伺いしたい。

【委員】

保育所の入所の年齢については、やはり安全に保育するという観点から、医療的ケアの内容が確立しているところで、3歳以上を対象とさせていただき、対象の医療的ケアの内容も限定させていただいている。年齢や医療的ケアの内容で対象に該当しない方からの直接の問合せは、事前相談期間に1件ぐらいであった。先ほどの4件には含まれていないが、医療的ケアの内容が対象とならない方で、電話を受けた職員も、対象ではないということでお話させていただいている。みらい等関係機関から相談があったとしても、やはり、現状は年齢や医療的ケアの内容で該当しなければお断りさせていただいている状況である。

【オブザーバー】

実際に保育支援課でも相談を受けるケースもあると思う。また、みらいの相談員から

相談を受けることもあり、今後の年齢の引き下げや対象の医療的ケアについて、この会議の場で情報連携することでニーズを把握できることもあるので、今、ご意見やお話をいただいたように、連携を深くしていきたいと改めて思った。また、情報収集にも努めていきたい。

【委員】

保育園で、医療的ケア児の受入れに踏み切ったのは大きな一歩だと思っているが、そのうえで少し質問がある。看護師について、例えば、胃ろうのお子さんの場合、時間を区切って、その時間だけ対応という形が可能だと思う。吸引の場合は、注入頻度にもよるが、看護師1、2名の少人数で比較的対応が可能かもしれない。一時的にはなると思うが、小学校を兼務という形でも可能かもしれないと思った。

もう一つは、少し厳しい話になる。現時点で受け入れが第一歩を始めたばかりで、医療的ケアの内容や年齢で制限しているという話があり、これはやむを得ないと思う。ただ、少し気になったのは、その制限のために対応できないということで切ってしまったことである。本来、法律の趣旨から基づくと、年齢や医療的ケアの内容で断ることは、少なくとも、準備ができ次第、解消していかなくてはいけないと考えている。そのため、医療的ケアの内容で断ったとしても、どのくらい先に府中市として準備するのかという返事が必要なのではないかと思う。ぜひ、現状に満足せずに、今後どのようなスケジュールで受け入れを進めていくのかを考えていただきたい。

【オブザーバー】

今、ご指摘いただいたように、看護師が必要な時間は、医療のタイミングや食事を提供するタイミングであり、常時ケアが必要というわけではないので、令和5年度の配置としては、公立の保育所二か所に、看護師をそれぞれ加配という形で1名ずつ配置する予定である。今後ニーズに答えるために、看護師の確保の課題も見えているので、必要な時間に巡回していくパターンなども視野に入れながら検討・対応できるようにしていきたいと内部でも話が上がっている。現時点の令和5年度では実施できていないので、継続して速やかに対応できるところを検討していきたいと思っている。

二つ目の年齢の引き下げや対象のケアの内容について、一部制限してしまっているところは認識している。命を預かるということが非常に重いポイントであると考えているので、最初はできる限り正規職員で対応させていただくので、今後、現場の看護師とともに勉強を続けながら、医療的ケアの対応を速やかにできるよう、日々検討していかなければいけないと痛感している。皆様のご意見をいただきながら、今後対応していきたいと思っている。

【委員】

小中学校の現状について、今まで学校ごとに対応していたが、これからは教育委員会としてやっていただけるとの話があった。これは府中市だけのことではないが、地元の小学校や中学校に行った方で、年度が代わりトップの方などが代わると、対応が滞った

り後退したりすることがあると聞くので、今後はその心配をしなくてよくなると思っていいのでしょうか。

【委員】

教育委員会でガイドラインを作成し、対応内容について学校と調整を図るという意味合いでは、対応の統一を図れるのではないかと思う。ただ、これからガイドラインを発行するという段階であり、学校や皆様のご意見を伺いながら調整をしていく予定である。

【委員】

看護師の不足は、本校でもすごく深刻な問題だが、我々教職員が、第3号研修を受けて、そのお子さんの医療的ケアについて習熟をし、ドクターの判断を得た後に、医療的ケアを実施できる状況になっている。それでもまだ問題はあるが、看護師だけが医療的ケアをできるという状況だと、やはり人的資源がすごく不足して、多くの人数のケアが不可能だと思っている。教職員が専門外の医療的ケアを実施することで、不安や至らない部分は多くあるが、本校では、教職員も看護師も協働しながら医療的ケアを実施している状況である。

【委員】

呼吸器の問題については、いずれは受入れできるようにしていきたいということだが、来年度初めてで、保育所の保健師さんたちも二の足を踏んでいる状況で、市と相談しながら、まずは呼吸器以外のお子さんから始めて、広げていくという話で始まっている。ただ、話を聞くと、電話の段階で断っているという雰囲気を感じたので、保護者に対し失礼がないように、今年度はお断りしているが来年度以降は受入れを考えている、という言い方をした方がいい。小中学校については、私は3年近く前から、医療的ケアについて、教育委員会やいろいろな場面で申しあげてきた。それが、今になって、看護師がいけないなどと言われるのは少し心外である。今年の4月からの保育所関係は受け入れを始めたが、小・中学校は受けないのはどういうことか。今まで見ている子どもたちしか見ないような雰囲気だったが、新しく受ける子どもはいるのか。今見ている子どもたちは、最初は医療的ケア児ではなかった。医療的ケア児は定義が広がったので、今は医療的ケア児に入っているが、狭義の意味ではない。4月から新しく医療的ケア児を受け入れる枠というのはないのか。

【委員】

先ほど、課題ということで看護師に苦慮していると申しあげたが、その他の取組みの状況としては、就学児1名の相談があり、受入れの協議を進めていて、そちらは見込みが立っている状況である。

各機関の取組みについて

【事務局】

皆様の方から、現状や取り組みなどについて、お話いただければと思う。

【委員】

当事業所で、医療的ケア児の計画を立てている相談員がいる。今何ができるのかというところであるが、当支援センターに相談が来た場合に、例えば、普通の保育園や小学校に行きたいというときに、相談に乗りながら、一緒に話し合いをしていくというようなスタンスが取れると思う。

【委員】

当センターの医療型児童発達支援を利用されている方が、保育所の所長さん、看護師さん、栄養士さんといらっしゃり、詳細な打合せをさせていただいた。来年度は当センターを利用しながら、保育所を利用されると聞いているので、丁寧な形で、うまくスタートしていただければと思っている。

【委員】

私たちの事業所でも関わっている。当事業所の利用者について、府中市の方が19名、うちお子さんが17名で、先ほどの4月で1歳を迎える子どもさんが医療的ケア児で、お母さんが保育園に申し込みたいと思っていると思うので、みらいや行政の方たちと相談しながら、お母さんが直接保育課に電話を入れて断られるということになった方がいいのか、それともお母さんがどういう形で納得できるのかというところを、できたらこの会議ではなく、個別な会議で打ち合わせしたいと思っているお子さんがいらっしゃる。また、ご両親共に外国籍の方で、府中療育センターにも通い始め、児童発達に通っているが、歩ける医療的ケアのお子さんで手術も終わっているのに、ずっと療育というよりは、保育園や幼稚園に相談してエントリーしていきたいお子さんである。

また、児童デイサービスに通っている重心のお子さんが私たちの訪問看護ステーションに利用しているので、こういう会議を通じて、もう少し個別ケースを深めていきたいと思う。実際に府中市はすごい取り組みをされていて、予算もすごくかけているが、小出しにやっているのも、お母さんたちに頑張っている行政のイメージを持たれにくく、悪い感じで断られたという気持ちになってしまうので、もったいないと思っている。教育センターとも何度もやりとりをしているが、気管切開などの医療的ケア児を学校で受け入れている市区町村はあまりないので、府中市はすごく頑張っていると驚いた。何か協力できることがあるといいと思っている。また、私たちは府中けやきの森学園の通学バスの添乗をやっているが、これからお母さんたちが府中けやきの森学園に行って、医療的ケアを確認することが少し難しくなると、恐らく代理人申請がされて、誰か別の人が学校に行き、医療的ケアを学校の看護師さんに引き継ぐということができるようになるようである。23区の方の学校は、一部在宅レスパイトの96時間という障害福祉の東京都からの半分の助成制度をやめて、市区町村で予算を作り、それを学校の代理人申請の看護師さんに当てたりしているというのも情報もお母さんたちは知っており、今、

子供未来会議やYouTubeで流れているものも皆見ているので、府中市もせっかくやるのだったらあんまり小出しにしないで、どうぞと言った方が印象的にいいと思う。

【委員】

保育園のことで質問だが、入園が決まると、看護師は保育園で募集するという形か、それとも市の方で募集するのか。

【オブザーバー】

今、市立保育所で再編の動きがあり、看護師の配置については、特殊な事情があるが、少しずつ縮小になっている。そこに配置されている看護師の職員が、今手配できるところがあり、加配ができる2名ということで、今年度募集をさせていただいた。実際に看護師を募集するときは市の方で、正規職員であれば、職員課というところでの採用をさせていただいている。

【委員】

府中市ではないが、ある訪問看護の所長さんと話をする中で、保育園が決まったが、看護師さんの技量やスキル不足によって、大変になってしまったという話を聞いた。訪問看護から派遣する場合、看護師さんのスキルはすごくあると思うが、普段関わっている方は、その辺どういう状況なのか。

【オブザーバー】

採用の時点で、病院勤務の経験がある看護師を配置したり、主治医や保護者と面談させていただき、保護者の了解をいただきながら、今後、入所に向けて、医療的ケアの行為の準備をしていくところである。看護師も不安な部分はあると思うが、不安な部分が保護者に伝わってしまうと、預ける側としては不安だと思うので、今2か所の保育所で、保護者から実技を教わったり、主治医からも教えていただきながら、入所に向けた準備をしていくところである。

【委員】

障害福祉サービスで児童発達支援などを利用する場合は、相談員は、利用状況などを確認すると思うが、保育園に通うと、保育園によっては、相談員が連絡しても回答できないということも起こり得ると思う。その辺は園次第というところになるのか。

【オブザーバー】

利用者の相談員さんが、園の方に相談を持ちかけたときのことが。

【委員】

私自身、本当は、保育園での様子などを確認したいが、府中けやきの森学園は連携を取れるが、普通学校だとなかなか難しい。民間の保育園が、家族でもない相談員と連携

を密に取ってくれるのか、それが園次第になるのかという質問である。

【オブザーバー】

入所前であれば、園に連絡していただいてもいいし、入所選考をしている保育支援課の担当係長にもご相談いただければと思う。また、障害者福祉課にも繋いでいただきながら、情報連携させていただき、どういうニーズがあるのかを確認できると思う。入所後は、保護者に了解をいただきながら、併用したサービスの相談員さんやケースワーカーさんがいれば、保育所の方も日々相談をしながら受けると、安心してお子様を預かれるというところがメリットなので、そういうところは連携していきたいと思う。

【委員】

先ほどから看護師手配の話が出ているが、医療的ケアの内容によっては、第3号研修を受ければ実施者となれることを市もぜひ知っていただきたい。我々は教職員なので、教員免許は持っているが看護師免許は持っていない。お子さんの医療的ケアが必要なところに配属することになったら、第3号研修を受けて、そのお子さんの医療的ケアができるようになる。看護師免許の有無に関わらず、研修を受けることで医療的ケアの実施者が増えると思っていただければいい。看護師配置だけが医療的ケア児の医ケアにマストではなく、研修を受けさえすれば、医ケア児に携わるどんな人も医療的ケアの従事者になれる可能性がある。しかし、定時で行う医療的ケアと、随時呼吸器の管理や痰の吸引の呼吸の状態などを見ていくときに、看護師や医師の判断が、きちんとマニュアルになっていることがすごく大切だと思っている。本校も都のガイドラインに沿いながら、保護者のニーズや医師とのやりとりの中で、どういうことがいいかを聞き取りながら、看護師もいる中で、教職員も3号研修を受けて合格し実施者になることができるので、そういう可能性をぜひ探して行ってほしいと思う。

【委員】

医療的ケア児ではないが、自閉症のお子さんが保育園の「すくすく枠」という形で入るときなど、母子保健係の保健師や相談担当の相談員も絡んで関係者会議を開き、保育園の先生たちにも来ていただいている。そこで顔繋ぎや情報交換をして、その後連携がよりスムーズになるというケースが多いので、そういう体制を作りながら、就学に向けてサポートしているので、そういうケースがあったら声をかけていただきたい。今、教職員の方が医療的ケアをできるというお話で、厚生労働省の方で、特別支援学校の先生などが実施を認められるというような通知が以前出ていたと思ったが、最近は法律が変わっているのか。介護福祉士は、その方に限って、医師や訪問看護の看護師たちから指導を受けたり、個別な研修を受けて認められるという形で、法的に認められているところが何年か前にできたと思う。

【委員】

今お話があった第3号研修は法律で認められているもので、教職員や保育士など、第

3号研修を受ければ医療的ケアができる。経管栄養、胃ろう、吸引を行うことができる。そのやり方は、第3号研修という名前がついているところで、特定の方に対して、看護師や医療者、医師が確認をして認めてという形になる。どういう研修をすればいいかという指針が出ているので、それに沿ってやっていただくといい。教職員の特別支援学校の先生方はやっているの、どのようにやっているかを参考にいただければ、保育の現場や学校の現場でも利用することができる。実際やるかどうかに関してはいろいろ議論があるかもしれないが、可能という意味では可能である。

もう一つ、府中市は本当にすごい自治体というのを、先ほど他の委員さんもおっしゃっていたが、多摩地区でも先駆的に、普通小学校で、医療的ケア児を受け入れた。どういう形式でやったかという、非常勤の看護師さんを雇ってくださり、定期的な気管内吸引や血糖測定等の協力をしていただいた。非常勤の看護師さん1人ではできないので、次の非常勤の看護師さんを雇っていただき、そのお子さんが普通小学校に通うことができたという経緯である。そういう意味で、府中市は本当に素晴らしいと感動していた。今回、保育園受入れの医療的ケアの対象の中に気管切開は入っていなかったと思うが、もう既にできていたことで、ノウハウを普通小学校、府中市としては持っていたのに、なぜ保育園の方ではできなかったのか。恐らく、横の繋がりや過去の重要な懸案のところをうまく継続できていないと思うので、ぜひ、市役所の中で、医療的ケアの情報を共有していただき、過去に既にこういうやり方でできていた、こういうやり方でできるということをぜひ皆さんで共有できればと思っている。

【委員】

当事業所は始めから医療的ケア児を受け入れていて、今年度も大体9割ぐらいが医療的ケア児、人工呼吸器を使用している方が50%ぐらいである。コロナ禍の関係で、今、利用時間を短めに対応して、密にならないようにやっているが、来年の6月頃に新事業所の立ち上げがあり、定員数を増やしていく予定である。児童発達支援事業に関しては、今までの利用時間よりも長い時間に対応できるようになるので、お仕事をされるお母様の対応ができるところまではいかないかもしれないが、今まで以上にご利用できるようになっていると思っている。そして、事業所としては初めてのことだが、18歳以上の方が利用できるような生活介護も作っていく予定なので、医療的ケアの必要な方たちを積極的に受け入れていく体制をとっていきたいと思っている。

【委員】

あゆの子に関しては、現状、医療的ケアを必要とするお子さんが児童発達支援の方に在籍しているわけではないが、今後に向けて、動ける医療的ケア児というところで、発達に課題があるお子さんというのが根底にはあると思うが、何かあったときにどういう体制が組めるかというところは考えていきたいと思っている。

医療的ケア児コーディネーターの配置について

【事務局】

いろいろご意見をいただいたところだが、時間の関係もあるため、次に移らせていただく。「(5) 医療的ケア児コーディネーターの配置について」、事務局より説明する。

【事務局】

「資料6 1」、「資料6 2」をご覧いただきたい。本市では、国の指針により障害児福祉計画で、医療的ケア児コーディネーターを令和5年度末までに2名配置することを目標としている。令和5年2月時点で、障害者福祉課の2名の職員が医療的ケア児コーディネーターの養成研修を修了しており、令和5年度より正式な配置としたいと考えている。皆様に、役割案についてご意見やご提案を伺い、配置に向けた準備を進めていきたい。市の医療的ケア児コーディネーターとしての役割を五つの項目に分け、「資料6 1」に記載している。「資料6 2」では、役割を図式化して示している。

まず、役割の一つ目として、相談支援を挙げている。地域連携だけでなく、保育所の入所や市立小学校入学など、市役所の関係部署に関する相談に対して繋ぎ、調整できればと考えている。たとえば、市立小学校に入学したいと相談を受けた場合に、就学相談のタイミングや問合せ先を確認するなどして、対象者と教育の方のやりとりをサポートしていくことを想定している。二つ目は、退院時の在宅移行時の相談サポートで、退院カンファレンスの参加などを通してサポートを行っていきたい。三つ目は、医療的ケア児に関する社会資源の情報収集および周知である。医療的ケア児に関する社会資源の周知に努めていきたいと考えており、すぐにできることとしては、市のホームページで、医療的ケア児に関するページを作成し、障害福祉サービス助成制度など、案に記載している内容を周知していければと考えている。四つ目の医療的ケア児の把握に関しては、一昨年から昨年にかけて、医療的ケア児実態把握調査及び支援ニーズ調査を行ったが、引き続き、医療的ケア児支援の窓口として把握に努めていく。現状、ご家族の相談歴がある方、障害福祉サービスや在宅レスパイト事業の利用がある方、医療機関からの退院カンファレンスの依頼などで把握しているが、全数ではないと思われる。個人情報観点から共有が難しい場合もあるが、医療機関や医療的ケア児の支援センター、東京都の支援センターと情報共有の体制を構築できないかと考えている。最後に地域の医療的ケア児コーディネーターとの連携についてである。現在、地域で医療的ケア児コーディネーターを修了している方が7名いらっしゃる。そこで相談支援や社会資源など共有や意見交換をできる場を設け、顔の見える関係を構築できればと考えている。また市内の保育所や公立の小学校中学校にもご参加いただけるようであれば、保育所入所から、卒園入学と切れ目のない支援体制構築に繋がるのではないかと考えている。以上の役割を通じて、「資料6 2」の図のとおり、医療的ケア児および家族を中心に医療機関、訪問看護、相談支援専門員、障害福祉サービスの事業所、保健所、学校、東京都の医療的ケア児支援センター、市役所の関係部署と連携、相談支援を進めていくことを想定している。以上が本市における医療的ケア児コーディネーターの役割の案となる。

【事務局】

何かご意見やご提案、他に繋がった方がいいところなどあればお願いしたい。

【委員】

私のときは、市の保育所や小学校などに相談したときに、特別支援学校という感じだったので、コーディネーターに相談できるという自分にはなかった世界が実現して、入院しているときから、その子の未来の道筋が立つように行政や各所が連携していただけならありがたいと思う。

【委員】

医療的ケア児支援センターができたのはとても大きいと思っている。私の利用者さんでも、この機関のことを知らない方が多くいるので、少しずつ案内している。私で答えられないこともたくさんあり、センターで専門的に教えていただけるというところで、早速助けられたケースもある。必ずしも、計画相談をつけなくてもいいケースもあると思うが、実態としてセルフプランが多いと思うので、市役所のケースワーカーさんも業務が多忙で大変だと思う。そのサポート、障害福祉サービスのサポートも担っていただけるとすごくいいと思う。

【事務局】

市とも連携させていただければと思う。

【委員】

「資料6 2」は、すごくよくできている図で、いろいろと関係機関の調整ができていると思うが、健康推進課が入っていない。心の相談という分野で、特に精神的な問題がなくても、保護者の相談先ということで私たちが担えることはあると思う。少し違う視点の保護者の方の健康が大事になってくるところはあると思うので、お子様だけではなく保護者の健康ということで、保健センターや健康推進課の機能を使っていたとしてもいいと思った。

【事務局】

保護者の相談先というところを参考にさせていただきたいと思う。

【委員】

在宅レスパイトなどを使っていたら、コーディネーターさんが入ってくださるという感じか。それとも医療的ケアがあれば、何でも相談していいということなのか。障害福祉サービスを使わないと無理なのかというところをお伺いしたい。

【事務局】

障害福祉サービスの利用の有無というところではなく、市内に住んでいらっしゃる

医療的ケア児が全員対象になると想定している。

【委員】

市の職員が、医療的ケア児コーディネーターという役割を果たしていただく構築を考えていただき、本当にありがたいと思う。障害福祉サービスのサービス等利用計画書を作れない患者様に対して、退院カンファレンスに参加していただいたり、場合によっては、退院前から関わっていただいたりということが、市におけるコーディネーターの方であれば可能であると思う。ぜひそこをお願いしたいのと、計画相談で本来募集を行うというような相談システム、役割があることを考えると、常に問題になるのが、基本相談のところがとても時間を要するし、非常に重要であるが、現在のところ、報酬が出ないということがあり、なかなか時間を取るのが難しい。基本相談について、府中市のコーディネーターが対応していただくと非常にありがたいと思うのと、市の方で全部抱えるわけにはいかないというところがあるので、必ず引き継ぎが必要になってくると思う。その場合、市内の医療的ケア児コーディネーターの方に引き継ぐことが必要になってくると思うが、そのコーディネートもやっていただくとありがたい。医療的ケア児コーディネーターの中には、私たちの研修のファシリテーターをやっていただけるような非常に見識の高いコーディネーターの方から、まだ1件もやってない、まだこれからという方もいらっしゃる。その辺のある程度力や経験も把握していただき、どの方にこの方のコーディネートをお願いすればそのニーズに合うのか、さらにはコーディネーターの方自身をぜひ育てるつもりで、市のコーディネーターの方が考えていただきたいと思う。それによって、地域の相談支援業務の方や、相談支援のベースの力がぐっと上がるのではないかと思うので、そういうところも配慮していただき、役割を果たしていただくと大変ありがたいと思う。

【委員】

先ほど市民の医療的ケアのお子さんが対象とおっしゃっていたが、他県から引っ越してくる方について、東京都の医ケア児支援センターの方で対応していただいているケースがある。市の医療的ケア児コーディネーターも、市民ではないが転入予定の方もぜひ対象にしていただくとありがたいと思っている。確実に府中市に住むということがわかっていけば、市役所の方で対応していただきたい。

【事務局】

医療的ケア児コーディネーターの配置はまだであるが、普段ケースワーカー業務を行っているうえでも、市外から転入してくる方も対応しているので、引き続き同様の対応はできると考えている。

【委員】

先ほど、関係機関との連携という話が出されていたときに、今でもたちやみらい、保健センターというところでは、保育所と連携させていただいているので、今後、医療

的ケア児を受け入れるにあたっては、繋がりを深めていきたいと思っている。また医療的コーディネーターの配置という話も出ていたとおり、保育所でも、入所の相談だけではなく、入った後について、来年度から始まるというところで、どのように進めていくかというところが未知なものもあるが、就学に向けてというところでは、今の段階でも就学相談と繋がっていたりするので、医療的ケアのお子さまも保護者も安心して生活できる場というところでなければいけないということも含めて、医療的コーディネーターと、保育所の生活自体の相談や情報共有ができるといいと考えている。

【委員代理】

保健所も、退院前のカンファレンスで西部訪問介護事業部が入る方について、連絡が入ることが多かったが、やはり存じ上げない方がどんどん増えていると思っている中で、窓口が決まっていくのは本当にありがたいと思っている。いつも計画相談の方と連携を取ることが多いが、就学や保育の話をごとまで相談していいのかと悩みながらも、受けてくださる計画相談の方に甘えているのが本音だということがあり、そこが今回窓口としてわかることで、課題も集約していただけるという期待もある。

【委員】

医療的ケア児コーディネーターの役割についてのところで、退院時在宅移行児の相談サポートをしてくださるということだが、これは病院から市の方に声がかかるのか、それとも当事者の方から、退院を予定しているが関わってほしいと働きかけないといけないのか。

【事務局】

現状は、やはり小児総合医療センターから、退院時に声をかけていただくことがほとんどで、これからも、医療機関からそういったご相談があれば引き続き対応し、ご家族からそういったご相談があったときにも、お話を聞いてサポートしていきたいと思っている。

【委員】

小児総合医療センターや府中療育センターなどであれば、当然コミュニケーションが取れていると思うが、それ以外だったら、こちらの方から不安があるという声を出さないといけないのか。

【事務局】

やはりこちらに相談がないとなかなか難しい。

【委員】

例えば、医療的ケア児の保護者になりたての親などは、医療的ケア児コーディネーターという存在自体知らなかったりするので、そういうアナウンスをどのようにしていた

だけなのか。

【事務局】

現状、すぐ対応できるのは、ホームページ等での周知になる。

【委員】

当事者として、医療的ケア児コーディネーターにどうやってアクセスしたらいいのかを、やりやすい形でアナウンスしていただければありがたいと思う。

【委員】

医療的ケアが必要となる場合や、出産後、障害や医療的に入院されているケースなどの場合、成育医療センターであったりすると、退院のときに、よく連絡が母子保健係の方に入るので、退院時のカンファレンスにも出席させていただき、訪問看護に繋いだり、保健所の西部訪問介護事業部に伝えたりという形でスタートの役割をさせていただいている。私たちのところが療育医療の申請の窓口になっているので、一番早く把握できていると思っている。そういうケースについて、必ず面接させていただき、地区担当に繋いでいるので、今後は、医療的ケア児コーディネーターとも連携を取っていきいと思っ聞いている。もしよければ、「資料6 2」の表に入れていただけるとありがたい。

【事務局】

大事なところを入れておらず申し訳なかったので、早速入れさせていただきたいと思う。では、時間の都合もあるため、他ご意見がなければ、次に進ませていただく。本日はたくさん貴重なご意見をいただいたので、それを踏まえて、医療的ケア児コーディネーターの設置に向けて進めていきたいと思う。

その他

【事務局】

続いて「次第3 その他」の「(1) 次回の開催について」であるが、次回は令和5年7月頃を予定している。新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、開催通知を送付させていただく。なお、4月以降、人事異動などで所属などの変更がある方は、事務局宛にご連絡をいただきたい。委員の変更がある場合には、推薦依頼を送付させていただく。事務局の方からも、4月以降、人事異動などの所属の変更の確認をメールでご連絡させていただく予定である。

以上で令和4年度第2回府中市医療的ケア児支援推進連携会議を終了する。